

令和3年4月1日

お客さま各位

中南信用金庫

キャッシュカード規定(法人用)改定のお知らせ

平素より、中南信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、法人キャッシュカードについて、令和3年4月5日からローソン銀行自動機での取扱いが可能となることに伴い、キャッシュカード規定(法人用)を下記のとおり改定いたします。

今後ともお客さまにご満足いただけるサービスの提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 主な改定内容

(カードの利用)

普通預金(利息のつかない普通預金を含みます。以下同じです。)について発行したキャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、当該預金口座について、預入れ・払戻し・振込・振替・残高照会、通帳記入などの取引が可能な機器(以下「自動機」といいます。)を使用して、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫、全国しんきんネット加盟の信用金庫(以下「提携金庫」といいます。)、ゆうちょ銀行およびローソン銀行の自動機を使用して普通預金(以下「預金」といいます。)に預入れをする場合
- (2) 当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行の自動機を使用して預金の払戻しをする場合

2. 改定日

令和3年4月5日(月)

以上